

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した、〇〇土地区画整理組合（理事長：〇〇。以下「処分庁」という。）が土地区画整理法（以下「法」という。）４０条１項の規定に基づいて処分庁の組合員である請求外〇〇さんほか２１名（以下「本件各組合員」という。別紙参照）に対していずれも平成３０年７月１日付けで行った各賦課金額決定処分（以下「本件各処分」という。）に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１ 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第２ 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、本件各処分に係る各賦課金額の納付債務について、本件各組合員に代わり請求人がこれを納付する法的義務を負うこととなったとして、本件各処分の取消しを求めるというものである。

第３ 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件各処分の違法性ないし不当性を主張している。

法４０条１項の賦課徴収の制度は、土地区画整理事業の完結を担保するため、保留地売却のみでは事業費が不足する場合に、事業費に充当するための資金の確保を可能にする制度である。かかる制度趣旨からすれば、事業費の不足が確定的に生じている場合で、当該事業費の不足を補填する目的においてのみその徴収が可能というべきであり、

本件のように、そもそも事業費の不足が生じていると認められない場合や、事業費の不足の填補以外の目的で賦課処分を行う場合については、処分庁に認められた裁量権の逸脱・濫用として本件各処分は違法となる。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 3月 4日	諮問
平成31年 4月 18日	審議（第32回第1部会）
令和 元年 5月 23日	審議（第33回第1部会）
令和 元年 6月 20日	審議（第34回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 組合の設立

法14条1項によれば、土地区画整理組合を設立しようとする者は（中略）定款及び事業計画を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならないとされる。

(2) 賦課金の徴収

法40条1項によれば、組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員（法25条の2）以外の組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。同項の趣旨は、組

合施行の土地区画整理事業に係る費用は、公共施設管理者負担金、国の補助金、地方公共団体の補助金等を除き、保留地の売却収入により回収されるのが原則であるところ、保留地の売却収入が当初の見込みを下回る場合、その他事業の費用に充当するための資金の確保の必要性が生じたときは、組合が施行地区内のすべての宅地所有者及び借地権者を組合員として構成される組織であることにかんがみ、全組合員に対し応分の賦課金（法40条1項）を負担させることができるようにし、土地区画整理事業が完結することを担保したものである（「逐条解説土地区画整理法〔第二次改訂版〕」（国土交通省都市局市街地整備課監修、土地区画整理法制研究会編著）148頁参照）。

法31条7号によれば、賦課金の額及び賦課徴収方法につき、総会の議決を経なければならないとされる（本件定款8条の2も同旨）。法34条1項によれば、総会の会議は、定款に特別の定めがある場合を除くほか、組合員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は、定款に特別の定めがある場合を除くほか、出席組合員の過半数で決するとされる。なお、本件定款には、当該定足数及び表決数を加重する定めはない。

本件定款7条によれば、処分庁の本件事業に要する費用は、補助金及び助成金、保留地処分金、寄付金及び雑収入、賦課金の収入金をもってこれに充てるとされる。

本件細則によれば、賦課金徴収の対象者は、本件細則が議決された日現在の組合員であり（2条）、組合（処分庁。以下同じ。）は、賦課金を徴収する場合、組合員に対し、賦課金額の決定を賦課金額通知書により通知しなければならないとされる（7条）。その上で、組合は、組合員に対し、賦課金徴収通知書により、賦課金を徴収するとされる（9条1項）。

(3) 本件各賦課金額の算定

宅地各筆の賦課金額の算定は、賦課金総額を、仮換地の総地積か

ら本件細則4条により免除する仮換地総地積を差し引いた地積で除して得た値に、各仮換地の地積から、免除する仮換地地積を差し引いた地積を乗じたものとする。ただし、算出した値に小数点以下の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた値を賦課金額とする（本件細則3条1項）。

宅地の共有者に対する賦課金は、登記上の持分割合により算出された額とする（同5条1号）。

2 請求人の審査請求適格について

請求人は、本件各組合員に本件事業に係る仮換地を売却した売主であり、本件各処分の名宛人ではない（本件総会において本件細則が議決された日時時点で組合員ではない）が、審査請求人適格があることは、前回の答申によって確定している。

3 本件各処分の検討

本件総会の議案及び参考資料によれば、賦課金の総額は5億5000万円であって、本件事業に係る仮換地の総地積は41,519㎡であり、本件細則4条により免除する仮換地総地積は7,483㎡であることが認められる。したがって、1㎡あたりの賦課金額は次のとおりである。

$$\begin{aligned} 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの賦課金額} &= \text{賦課金総額} \div (\text{仮換地総地積} - \text{免除対象総地積}) \\ &= 5.5 \text{ 億円} \div (41,519 \text{ m}^2 - 7,483 \text{ m}^2) \\ &\doteq 1 \text{ 万} 6 \text{ 千} 1 \text{ 百} 6 \text{ 十} 0 \text{ 円} / \text{m}^2 \end{aligned}$$

この1㎡当たりの賦課金額（1万6千1百60円）を基礎として、本件細則3条1項及び5条1号（上記1・(3)）に従って本件各組合員それぞれが負担する賦課金額を算出すると、別紙に記載された本件各処分に係る各賦課金額とそれぞれ同額となることが認められる。

したがって、本件各処分は、いずれも上記1の法令等に従ったものであり、違算もないことから、違法又は不当な点は認められない。

4 請求人の主張について

請求人は、上記（第3）のとおり、本件事業に係る賦課金額総額の

決定が、処分庁の裁量権の逸脱・濫用に当たることから、当該賦課金額総額を前提としてなされた本件各処分につき、違法性ないし不当性を主張しているものと解される。

請求人は、事業費の不足が確定していないことから、賦課金徴収処分の必要性を裏付ける程度に事業費の不足が生じているとは認められないと主張している。しかし、事件記録等によれば、処分庁は、約9億6500万円の実質債務超過状態にあること、〇〇市と度重なる交渉をしてきたものの、本件事業への追加助成を拒絶されていること、そして、仮に〇〇市から助成金が交付されたとしても、なお約7億3400万円の事業費の不足が生じると試算されていることから、処分の必要性を裏付ける程度に事業費の不足が生じていると認められるのであり、この点についての請求人の主張は失当である。

請求人は、〇〇との調停不成立を解除条件とする賦課金徴収処分（本件細則13条）は、〇〇の譲歩を引き出すという、事業費の不足の填補以外の目的に向けられたものであり、処分庁の裁量権の逸脱・濫用に当たると主張している。しかし、本件処分により徴収する賦課金は、調停が成立した場合、〇〇からの借入金の返済に充当する他、各種事業費への支払いに充当することを予定しており、かつ仮に調停が不成立となった場合には、改めて本件事業に係る賦課金の額及び賦課徴収方法を決定する趣旨のものであると解されることから、調停不成立を解除条件としていることをもって、事業費の不足の填補を主たる目的としていないとまで認めることできない。

また、本件の賦課金額総額の決定は、適法に成立した本件総会の議決を経て行われており、違法又は不当な点は特に認められない。

以上から、本件事業に係る賦課金額総額の決定が、処分庁の裁量権の逸脱・濫用に当たるとする請求人の主張を採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙(略)